

新型コロナ感染拡大防止の徹底について

1 概要

令和3年6月末時点において、各事業所の取組のおかげで、これまでのところ、市内事業所においてクラスターは発生しておりません。

一方、依然として市内の感染状況は予断を許さない状況にあり、感染防止対策を引き続き徹底していく必要があります。

こうした中、改めて対策をお願いするものです。

2 感染防止対策の徹底

3密の回避、消毒等の徹底など、既に対策を取られていると存じますが、改めて、国や貴事業所が作成しているマニュアル等により、対策の徹底と継続をお願いします。

3 感染者、濃厚接触者等が生じた場合の連絡

利用者又は職員が濃厚接触者と判断され、PCR検査を受診した（又はする予定になった）場合、速やかに市障がい福祉課へ連絡をお願いします。

また、利用者や職員に陽性者が生じた場合は、原則として直ちに市保健所へ連絡し、善後策の指示を確認してください。また、在宅支援への切替やその報酬算定、衛生用品の配布など、補足事項がありますので、保健所連絡後、市障がい福祉課へも連絡をお願いします。

4 ワクチンについて

現在、65歳以上の方を対象としてワクチン接種が進められており、既に障害福祉サービス事業所の利用者においても、事業所の支援を得るなどして、接種が始まったところ です。

今後、高齢者に次いで、基礎的疾患のある方の優先接種が今後予定されております。

この優先順位について、国は、内部障がい者（ぼうこう、小腸等を除く）、知的障がい者及び精神障がい者を優先対象としております。また、職員については、65歳以上の障がい者が入所・入居している入所施設及びグループホームの職員を対象としているほか、「陽性者又は濃厚接触者であって、自宅療養する65歳以上の障がい者」を直接処遇する可能性のある通所・訪問・相談の事業所の職員も対象とするとしています。

なお、対象範囲の説明や、接種予約については、別途電子メールによりお知らせをいたします。また、市への従事者名簿の提出や、接種希望の利用者の取りまとめ及び予約代行手続きなどを依頼するものと想定されますので、引き続きご協力をお願いします。